

長野市移住・定住情報発信事業仕様書

1 業務委託名

長野市移住・定住情報発信事業

2 業務目的

10代後半から30代までの若い世代の移住漠然層(「いつか地方に移住したい」と思っている方)に向けて、本市で暮らすことのリアルな視点を届け、移住先の候補地として長野市を検討してもらうきっかけづくりを行う。

3 業務概要

若い世代に人気のあるポッドキャストを活用し、本市の移住に関するリアルな話題をコンテンツとして計 5 回ほど発信する。地方の暮らしへ興味のある人の背中をおすコンテンツを制作し、本市への移住意欲を高めてもらう。また、移住に関してリアルな話題を提供し続けることを通して、長野市への移住関心層(リスナー)のコミュニティづくりを行っていく。

4 委託内容

(1)ポッドキャストの配信ページの作成(主に Spotify を想定)

・目標値ページビュー最低1万4000回以上

(2)番組名の提案

(3)音声コンテンツの制作及び配信

・各配信におけるターゲットを明確にすること

・10代後半から30代の女性に向けた配信コンテンツを最低1回以上制作すること

・全配信回でのターゲットを明確化すること

(4)番組アイコン(ロゴ)の制作

(5)番組の広報及び周知

(6)ゲストの招待及び調整(ゲストが必要な場合)

5 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

6 事業費の上限額

3,149,300円(消費税及び地方消費税含む)

※事業費の上限は、本市の令和6年度当初予算に基づくものであり、契約時に同額による契約締結を保証するものではない。

7 成果物

- ・ロゴ
- ・音声コンテンツ(mp4 データ)
- ・実績報告書(視聴回数、リスナーの層など)

8 著作権

- ・本業務によって発生した著作・制作物にかかるすべての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、発注者に帰属させること。また受注者は、本業務にかかる著作権を発注者に帰属させることに支障がないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。

但し、著作・制作物の著作権のすべてを発注者に帰属させることにより、業務の効果を十分に得られない可能性がある場合は、著作・制作物の内容や仕様に応じ発注者、受注者、著作制作者及びその他関係者によりその扱いを協議し、決定するものとする。

- ・本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受注者の責任において処理・解決すること。

9 個人情報の取得・保護・管理等

- ・受注者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。これは契約期間終了後も同様とする。
- ・受注者は、個人情報の保護について十分留意し、流出・損失を生じないこと。
- ・受注者は、成果物(業務の履行過程において得られた記録等を含む)を第三者に閲覧及び複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

10 業務の再委託について

- (1)受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2)前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、「音声コンテンツの制作及び配信」とする。
- (3)受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

11 その他

- ・受注者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。
- ・受注者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、発注者と協議しなければならない

い。

- ・受注者は、本仕様書に記載されていない事項については、必要に応じて、発注者の指示に従わなければならない。